

枚方市規則第 号

枚方市幼稚園等の利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

枚方市幼稚園等の利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則（平成31年枚方市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の改正規定及び同条を第4条とし、第2条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

第3条の見出し中「市立幼稚園の利用者負担額」を「市立幼稚園の利用者負担額等」に改め、同条第1項中「各月」を「当該利用があつた日の属する月」に改め、同条に次の1項を加える。

2 預かり保育料の納期限は、当該利用があつた日の属する月の翌月の末日（12月にあつては、25日）とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（預かり保育料の額）

第3条 預かり保育料の額は、1時間当たり別表第2に定める額とする。ただし、1月の預かり保育料の額を合算した額が別表第3に定める預かり保育料上限額を超える場合における当該月の預かり保育料の額は、当該預かり保育料上限額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

枚方市幼稚園等の利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>第1条～第3条 [略]                      (市立幼稚園の利用者負担額等の納期限)</p> <p>第4条 市立幼稚園の利用者負担額の納期限は、当該利用があつた日の属する月の末日(12月にあつては、25日)とする。</p> <p>2 預かり保育料の納期限は、当該利用があつた日の属する月の翌月の末日(12月にあつては、25日)とする。</p> <p>第5条～第8条 [略]                      別表第1～別表第3 [略]</p>	<p>第1条～第3条 [略]                      (市立幼稚園の利用者負担額等の納期限)</p> <p>第4条 市立幼稚園の利用者負担額及び預かり保育料の納期限は、各月の末日(12月にあつては、25日)とする。</p> <p>第5条～第8条 [略]                      別表第1～別表第3 [略]</p>